令和６年８月１日
財　　務　　部

民間金融機関との消費寄託契約に至った経緯について

Ⅰ　聴取対象者及び聴取年月日

議会事務局長（H23～25 資金財産室長）　法田　尚己　　令和６年７月４日
企画部万博推進局長（H23～28 財政課主幹）三宅　隆之　　同　　６月 27 日

※（　）内は交渉当時の役職と在任期間

Ⅱ　聴取者

財　務　部　長　　稲木　宏光
財 務 部 次 長　　中之薗善明

Ⅲ　聴取内容

１　新スキームの導入に至った背景

民間金融機関との消費寄託契約（以下「新スキーム」という。）の導入に至るまで、旧みどり公社（以下「公社」という。）はもともと、オーバーナイトにより資金需要を満たしていた。新スキーム導入の背景として、以下の事情から、民間金融機関・県ともに、オーバーナイトを解消することが喫緊の課題であったことが挙げられる。

一方、県としては、分収造林事業は存続を前提としていたことから、公社には引き続き、資金ニーズがあった。このため、仮にオーバーナイトを解消するのであれば、公社の新たな資金調達手法が必要となることから、新スキームの導入に至ったものである。

(1)　民間金融機関側の事情

平成２０年代に三セクの抜本的改革の動きもあり、金融庁からオーバーナイトの解消を強く指導されていたと思われる。

(2)　県側の事情

総務省から、財政事情ヒアリングの場等でオーバーナイトの解消を強く求められていた。

２　新スキームに関する交渉の経過等

平成２４年頃、金融機関側より財政当局に対し、オーバーナイトを解消し県債管理基金からの信託を活用した手法での提案があったが、青野運動公苑等で信託に対する不信感もあり、議論の俎上には上がらなかった。（なお、その際の提案書等は残っていない。）

その後、平成２６年度に入り金融機関からのオーバーナイト解消の要請が強まったこともあり、本格的に解消に向けた検討を進めることになった。金融機関、県及び公社の各当事者が求める条件が異なる中、これらを満たす商品設計は県では不可能であり、金融機関側に検討要請した。財政当局側では、当時の幹部職員（企画財政局長）と担当（財政課主幹。以下「県担当者」という。）が主にこの検討を担うことになった。

なお、日本政策金融公庫にも相談をしたが、課題に対応できる資金調達の仕組みは示されなかった。

(1)　各当事者で異なる商品設計の条件

オーバーナイトを解消し、新たなスキームを検討するに当たって、各当事者間には、主に下記のとおり、満たすべき条件があった。

① 金融機関

・全国的にいくつかの団体で分収造林事業の経営の厳しさが判明していたことや、金融庁の指導等を総合的に勘案すると、銀行勘定での貸付けは困難（よって、仮に金融機関から公社への貸付に対し県が補償を付したとしても、公社への直接融資は不可能）

② 県

・分収造林事業は、森林資源の造成を目的とした県の施策であり、財政面での制約があること（県直営の場合、公庫からの超長期融資の対象外）から、公社が実施してきたという経緯を踏まえると、県が公社の資金調達を引き続き担う責務がある

・分収造林事業の性格上、長期にわたる円滑な資金調達が必要

・県の厳しい財政状況を踏まえると、一般会計からの貸付は困難

・県債管理基金に多額の積立不足が生じている中、同基金を取り崩しての貸付も困難

③ 公社

・金利負担の増加は避けたい。

(2)　交渉経過

交渉は県担当者と金融機関担当者（副部長等）との間で、平成２６年度に入ってから本格的に開始。

まず、金融機関または県（一般会計）からの直接貸し付けは難しいとの前提を踏まえると、何らかの形で多額の残高を有する基金（とりわけ、最大の資金残高を有する県債管理基金）の資金を活用できないか（ただし上記のとおり、取り崩しは困難)、というのが、関係者の認識であった。

加えて、新スキームは、長期かつ低利な資金調達を検討した結果、公社側の金利は、変動金利が有利と見込まれた。一方で、県債管理基金は効率的な運用を図る必要があり、一般的には 10 年国債の表面利率程度の利回りを確保する必要がある。金利のスワップ（金利を交換する金融取引）を行えば、この双方のニーズを満たすため、金利スワップ契約を含む「消費寄託契約によるスキーム」が商品提案書により提案された。

県担当者の記憶では、銀行側からの当初提案時点から、この基本的な骨子は変わらない形で交渉が進んだ。

県内部では交渉過程で、都度、県担当者から幹部に報告した（ただし口頭やメモ等での報告であり、交渉過程にかかる資料は残っていない)。

また、県担当者は、金融機関側から前知事に対し、オーバーナイトに代わる新たなスキームの必要性について、面談の機会等を捉えて説明されていたと側聞している。

(3) 県における意思決定

平成２６年９月頃から新スキームに係る知事協議を開始し、平成２７年度当初予算の知事査定において知事の了解を得、正式に採用することとなった。

３　当時の県としての考え方

(1) 新スキームに対する評価

・オーバーナイト解消に伴う公社の資金繰りへの対応のために実施したもので、あくまでも資金調達の観点から実施した手法である。複雑な仕組を伴うこととなったが、これは各当事者のニーズを満たすためにはやむを得ないものであって、また金融機関側からは、金利スワップ契約は金融市場では一般的な仕組であるとの説明を受けていた。なお、県としても、顧問弁護士による法的チェックを経た。

・このスキームによって、当時においては、

① 県財政全体としては収支が厳しかったため、県からの直接貸付が難しかったが、その中でも公社の資金繰りを確保できた。

② 日銀の金融緩和政策が進むことが予見されていた中、国債の短期金利に連動した変動金利での借入を行うことで、公社の利子負担を抑制できると見込まれた。

これらのことから、このスキームを選択したことは、当時の判断として、合理性はあった。

(2) 新スキームの妥当性・許容性

・分収造林事業は、県施策であること、また、公社は密接公社であり、県が人的支援・財政的支援を行っている団体である。また、分収造林事業については、行革プランのなかで長期収支の黒字を目指した改革を進めることを定め、ご議決もいただいていた。

・そのため、県財政当局としては、分収造林事業については、事業は契約どおり継続させるものであり、事業廃止に伴う消費寄託契約の中途解約などの可能性はないものと考えていた。

・３セク債について、県財政当局は、当該制度や、他の自治体の分収造林事業において活用されている実態は認識していたが、伐期まで超長期間を要し、その間経済情勢も変動するという分収事業の特性も踏まえると、この時点で必ず負債整理をすることが適切かどうかは不明確と考えた。震災の影響等により厳しい行革に取り組む中、その時点で負債を確定させ、三セク債を活用するという判断には至らなかったものと認識している。

４　基金の運用について

・上述のとおり、県としては、当時、消費寄託契約の中途解約の可能性はないものと考えていた。契約上、契約満了時には、同種同量の国債が返還されることとされているため、地方自治法及び地方財政法が求める「確実かつ効率的な運用」について、その要件を満たしていると考えていた。

・このような認識であったため、当時は議会への説明は不要と考えていた。また、消費寄託している国債 416 億円について、基金台帳上も国債として取り扱ってきたが、当時としては、必ずしも誤った取り扱いではなかったと考えている。

・しかしながら、現状に鑑みると、昨年度来、知事からもご答弁申し上げているとおり、このスキームのリスクを予見し、県民の代表である県議会に丁寧な説明を行えなかった点について、県としては、反省すべきであると考える。

・また、財政指標の修正という事態にもなってしまい、県議会や監査委員にもご心配をおかけしてしまったことについても、お詫び申し上げたい。